

“4、「門田瑞穂日記」によれば、警防団と警察との間には摩擦があった。結局は警察が折れているが、軍と内務省との対立に連なるものであろう。

“5、食料増産を課せられた春野地方には、満洲集団移民のような不幸な冒険はなかった。幸運であった。

“6、岡崎精郎先生之碑(全文)

あなたはりっぱな詩や絵をかかれ、すぐれた芸術家であった、

あなたは同和問題に力をつくされ、偉大な社会教育家であった、

あなたは農民運動に生涯を捧げられ、農民の父としてしたわれた。

衆議院副議長 杉山元次郎書

高知県農民建之

昭和三十三年五月

(秋山・種間寺境内)

“7、昭和八年(一九三三)米穀統制法、同十四年(一九三九)米穀配給統制法施行、

“8、大正十三年(一九二四)小作調停法、昭和十三年(一九三八)農地調整法施行。

“9、「土陽新聞」昭和三年(一九二八)六月四日に、四十五万円の半額国庫補助とある。

“10、その他秋山村、諸木村等でも戦事中同様に行なわれた。

“11、大正期から筏は用水路の側壁を壊すと苦情が大であった「門田益穂日記」。

“12、弘岡産業組合はトラックを購入使用した「安並家文書」、また海岸線の県道仁西―長浜線は昭和八年(一九三三)起

工同十一年(一九三六)完工した。

“13、弘岡上ノ村長安並馬吉、同中ノ村長吉良俊好、同下ノ村長前田秀美、

“14、弘岡上ノ村「村会議事録」昭和四年(一九二九)、

“15、春野地方の東部と西部には、弘岡井筋の上と下との歴史的な地域差がある。

“16、最近県から産業功労者として表彰された。

“17、農会は大正十一年(一九二二)の新農会法制定以後、昭和期に入って活力を回復した観がある。系統農会の政治力も

あろう。

“18、干(千切)大根を、宮崎県より紹介開始したのは、弘岡上中島鉄馬(一八六二―一九四四)であった。

“19、昭和四年(一九二九)十一月底引き網に反対した高知県下の漁民騒動にも参加した。

“20、日華事変こそ日本を最悪の事態に追い込んだものである。

“21、「高知県史近代編」によれば、昭和十八年(一九四三)七月高知県知事高橋三郎も南学精神を強調している。

“22、弘岡三方村は共同して国民学校として運営する、弘岡上ノ村「村会議事録」。

現代編

昭和後期の春野

地方自治の復興と発展―春野村(町)合併

地方自治の復興、多くの傷痕を残して戦いは終わった。戦場から戦災の都市から人びとは帰る。

梅咲きて戦禍の民の帰りけり

竹崎 薫

帰郷する人たちを迎えた郷土を守った人たちは、改めて幸運に感謝しながら、たがいに立ち上る。戦いに子や夫を親を失なった人たちも、これに伍して苦しい生活を生き抜く。戦争の不安は去ったが、生活の戦いは長く厳しく待ち構えていた。ことに終戦の年九月の枕崎台風の被害は甚大で、「朝見ると遅稲の穂は真白」「門田瑞穂日記」となっていた。同日記同年十二月十九日には、

門田昌明氏に頼んで遅稲を抜いて貰う。潮風が吹いた為に、五反抜いた籾が米にして三俵位しか無い。忝反歩で二斗位の米まったく惨胆たる大凶作である。しかも全国的にも餓死者多数と推定され、激しく上より食料―米、麦、甘藷、馬鈴薯の供出が迫られる。実際戦後の食料難は、今想い出すもおぞましいものであるが、これは非生産者に限らず生産者農民にも重い負担であった。「高知新聞」昭和二十年(一九四五)十二月十二日には、吾川郡食糧対策協議会が供出米に苦心したとあるが、その衝に当たった地方事務所、村役場の関係者も苦心したことである。幸いに供米完遂として農民の協力が得られ、食糧危機が突破できたことは、日本の再建のために何よりであったと思われる。さて、終戦ではあるがもちろん敗戦であり、いわゆる無条件降伏である。「ポツダム宣言」の条項に従って、占領軍の監視下に民主化が進む。高知県へも昭和二十年(一九四五)十月十八日には連合軍が上陸する。この月

はまた、五大改革といわれる民主化の方針が示されたが、ほとんど応接に違もないように指令は下され、旧日本の政治社会は激しく変貌する。そのうちとくに農村にとって重要な意義を持つものは、まず農地改革である。古くは、大正末期自作農創設の動き、また戦争中の、適正小作料調査と自主的な努力はあったが、終戦の年十二月九日、ついで翌昭和二十一年（一九四六）十月二十一日と、第一次、第二次農地改革は指令され、ほとんど想像もされないような大変革が行なわれる。県の農地部、農地課には、かつての小作官経験者が起用され、多くの課員を集めて指導に当る。また地主、自作、小作から選挙された代表によって農地委員会が県、市町村に生まれ、新しい土地制度の成立となる。農地委員会には権威が与えられ、とくに小作代表の意見が通るように、最初から配慮されたものであった。いま「高知新聞」の伝える農地委員の構成を左表に示そう。

	地主代表	自作代表	小作代表
県	三人	二人	五人
市町村	六〇	四〇	一〇〇

当初地主は適正小作料にも反対、また土地取り上げも行なう等強硬であり、また小作側も、たとえばかつての岡崎精郎の伝統を持つ秋山村では、藤崎義明氏（一九〇九—）を中心にして農民組合として結集し、地主保有地の制限、小作料の大中引き下げ等を要求したが、結局は占領軍の強い指導もあり、不在（非在村）地主の全所有地と、在村地主所有地七反を除いた、全小作地は強制的に国に買い上げられ、改めて小作に売り渡される。また七反の在村地主所有地も、小作権が認められたうえ、小作料はきわめて低廉な金納小作料となった。昭和二十二年（一九四七）十一月二十七日の「高知新聞」には、前日の農地改革促進県民大会の状況を伝え、自作農の喜びを

「永年渴望の、自分の手で自らの土地を耕す念願のこぼれた喜びであふれていた」とする。さもありなんである。かつて岡崎精郎は、高知県会で質問し農民の窮乏貧困の「根本原因は、土地の取り上げの不安と法外に高率なる小作料の搾取にある」とし、「此の高率小作料を合理的に引き下げ、且つ小作農民の小作権を擁護」しなければならぬとしたが「昭和十一年高知通常県会議事速記録」、いまや敗戦を機に、一躍して小作農は自作農となる。日本の長い歴史にもまったくないことである。

ところで農地改革進行中は、小作農を中心に農村に革新の動きが活発であった。岡崎精郎の指導を受け、昭和六年（一九三二）十二月の、吾南の小作争議に勇名をはせた広島県出身原上権次郎（一九二二—不明）は、この時点—昭和二十二年（一九四七）四月の参議院議員選挙に、日本農民組合刷新連盟を名乗って立候補約三万八千票をえ、また同月の衆議院選挙には、その妻であった原上ツル子氏（一九一四—）は、約二万八千票をえて次点落選となっている。しかも土地をえた農民が保守的になるのは世界の歴史に共通のことであって、この時点を限りに、農村は急速に保守安定の政治風土に移行する。それにしても農地改革は悲劇であった。先祖伝来持ち伝えたもの、あるいは本人の知恵才覚、努力によってえたもの、そのいずれかを問わず田地は地主の手を離れていった。時代と観しながらも痛憤を禁じえないものも多く、ことに教育によって新しい地位、職業を持った以外の地主の痛手は甚大であった。思うに働かざるものは食うべからずであり、労働こそという時代の要請であろう。

さて終戦とともに、絶望と責任感とで早くも辞任した村長も出たが、なおその職に止まり戦後の復興に努力したのもあった。そうした戦後の地方自治制を根本的に変革させたのは、昭和二十二年（一九四七）四月十七日の地方自治法の公布である。これは昭和十八年（一九四三）六月実施によってほとんど滅び去った地方自治を復活前進させたもので、首長公選を要に、議会の強化等いわゆる民主化の線に沿うものであった。すでに前年十一

